

土 総 第 6 4 3 号  
平成30年11月30日

島根県建設産業団体連合会会長 様

土木部土木総務課長  
総務部営繕課長  
(公印省略)

コリンズ・テクリス登録システムの停止に係る取扱いについて (通知)

建設工事における業者および技術者の情報管理において、コリンズ・テクリス登録システムを利用しており、発注者は受注者に対して登録作業を求めているところです。

この度、別添のとおり当該システムを運営する(一財)日本建設情報総合センターより、コリンズ・テクリス登録システムのリニューアルに伴う手続き停止について通知がありました。

つきましては、下記の通り取扱うこととしますので、関係者への周知をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 登録システム停止期間

平成30年12月19日(水) 20時～平成31年1月7日(月) 9時

※実績データの訂正、削除手続の最終受付日は、平成30年12月14日(金)

##### 2. 対応方法

- ・発注者は受注者に対して求めているコリンズ・テクリスへの登録作業について、登録システム停止期間中は求めないこととする。
- ・受注者は登録システム停止期間中に登録が必要な案件について、システム運用再開後に速やかに登録を行うこととする。
- ・発注者は登録システム停止期間中に登録が必要な案件について、受注者によるコリンズ・テクリスへの登録作業が、システム運用再開後に速やかに行われたことを確認した場合、期限内に登録されたとして取扱うこととする。
- ・登録作業とは、受注時、変更時、完成時のいずれの登録も該当する。

以上